

碧南市碧南駅待合所における自動販売機設置事業者募集要項

下記施設に自動販売機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付にかかる貸付料を納めていただきます。

設置を希望する事業者はこの募集要項及び別に示す仕様書をご確認の上、応募ください。

記

1 公募概要

公募の内容	碧南市碧南駅待合所の利用者サービス向上のため自動販売機を設置する事業者を広く募集します。
設置場所	碧南市碧南駅待合所（碧南市中町5丁目48番地）内
設置期間	令和7年9月1日から令和12年8月31日（5年間）
公募及び 選定方法	応募要件を満たし、貸付料支払い額提示額が最も高い者を設置事業者として決定します。万が一、その者が辞退した場合には、次点の者を設置事業者として決定します。
選定結果の 通知	選定結果は、応募者に対する通知及びホームページにて公表します。
契約	設置事業者は、市と自動販売機設置の細目について協議し、行政財産貸付に関する契約を締結します。

2 公募スケジュール

内容	日付
募集要項配布開始	令和7年6月16日（月）
申込受付期間	令和7年6月16日（月）から7月4日（金）まで
選定の結果通知	令和7年7月中旬
設置準備時期	令和7年8月下旬
設置日	令和7年9月1日（月）

3 自動販売機設置施設の概要

- (1) 所在地 碧南市中町5丁目48番地
- (2) 開所時間 午前6時00分から午後11時00分まで 年中無休

4 行政財産貸付募集物件

碧南市碧南駅待合所（碧南市中町5丁目48番地）内（別紙位置図、平面図参照）

箇所	面積	目的
碧南駅待合所内	1. 1 m ²	自動販売機1台（飲料用）の設置場所として

※具体的な内容は仕様書をご参考ください。

5 貸付期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（5年間）

6 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する個人または法人であること。

- (1) 碧南市内に住所を置いていること（法人の場合は本社が碧南市内に住所を置いていること）。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の実績があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

7 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

令和７年６月１６日（月）から７月４日（金）までの平日午前８時３０分から午後５時１５分まで

(2) 応募方法

上記期間中に直接、提出先にご提出ください。郵送での受け取りはできません。

(3) 提出先

碧南市都市計画課（碧南市松本町２８番地）

(4) 提出書類

- ア 行政財産貸付料提案書（別に様式あり）
 - イ 自動販売機設置業務管理・運営実績（別に様式あり）
 - ウ 完納証明書（納税証明書）（市税の滞納がないことを示す書類で、碧南市税務課で発行します（証明手数料２００円）。）
 - エ 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し（寸法、ヒートポンプ方式及びピークシフト方式等省エネタイプ及び災害用ベンダータイプが確認できるもの）
- ※別途、設置機器の指定あり（別添仕様書参照）

8 選定方法及び結果通知

- (1) 契約の相手方を決定するにあたっては、貸付料支払い額提示額が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。
- (2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和７年７月中旬に各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

9 その他

- (1) 貸付料及び電気料の支払い方法等は仕様書のとおりです。
- (2) 現地説明会は行いませんので図面にて確認をお願いします。
現地確認が必要な場合には都市計画課にご相談ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) その他詳細については、仕様書を参照してください。

10 問合せ

碧南市都市計画課管理係

住所 碧南市松本町28番地

電 話：0566－95－9904

FAX：0566－48－0077

E-mail：tosikeka@city.hekinan.lg.jp

行政財産貸付料提案書

行政財産貸付料	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
支払い額 ※								

※ 1 ご提示いただく額は設置 1 台分スペース 1 年間（1 2 か月分）の額となります。

※ 2 ご提示いただく額は、税抜で記載してください。

※ 3 ご提示いただく額には電気料実費相当分は含まないでください。

1 貸付物件 碧南駅西駅前広場内

箇所	面積	目的
碧南市碧南駅待合所内	1 . 1 m ²	自動販売機 1 台（飲料用）の 設置場所として

2 貸付期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで（5 年間）

募集要項の応募資格要件を満たしていることを確認し、上記のとおり提案いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

（電話 ）

代表者氏名

印

碧南市長 小 池 友 妃 子 宛

自動販売機設置業務管理・運営実績

自動販売機設置の業務管理・運営実績について報告します。(※)

自動販売機の設置場所	台数	期間
	台	年 月 日 ～ 年 月 日
	台	年 月 日 ～ 年 月 日
	台	年 月 日 ～ 年 月 日
	台	年 月 日 ～ 年 月 日

(※) 業務管理・運営実績について、すべて記載する必要はありません。最近の実績から記載してください。おおむね3年以上の実績があることがわかれば、それ以上の記載は必要ありません。

上記のとおり相違ありません

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

碧南市長 小池友妃子宛

碧南市碧南駅待合所自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市碧南駅待合所自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

碧南市碧南駅待合所自動販売機設置スペース

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機1台の設置場所として

4 貸付期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（5年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。

(2) 自動販売機に係る電気料は、貸付料とは別に実費相当分を支払うものとする。また、電気料の算出にあたり、事業者は設置箇所付近に自動販売機用積算電力計を設置し、毎月1日から5日までの間に検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

6 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を一括で前納すること。電気料は、実費相当分を市の請求に基づき納付すること。

(2) 前納した貸付料について、事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しない。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すること。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、災害用ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。
- (3) 販売価格は通常市販価格を参酌し、事業者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、事業者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。

10 設置条件

- (1) 設置場所には、床面を傷つけない処置を施すこと。なお、令和7年9月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。設置予定箇所付近までのコンセントは市で整備している。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、固定工事等を行うこと。
- (4) 公衆無線LANは待合所及びその周辺の利用者に対するサービスとし、1回あたりの接続時間及び接続可能時間の調整が可能な機器とすること。

また、アクセスログの記録が可能な機器とし、警察等公的な機関より、犯罪捜査等のため一定期間のアクセスログファイル提供の依頼があった場合は、必要に応じて、迅速に対応できるよう準備しておくこと。また、災害時には、通信制限を開放できること。

11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。
また、容器回収時には、自動販売機周辺に放置された空き缶等の回収並びに販売に

起因すると考えられる汚れ等を含めた清掃を行うこと。

- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

12 商品の具体的な構成

11(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

(1) 飲料用自動販売機は、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水、スポーツ飲料水等の清涼飲料水を販売し、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。また、販売する容器は缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。

13 報告書の提出について

事業者は、電気料の算出にあたり、毎月1日から5日までに自動販売機用積算電力計を検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

事業者は、月別の売り上げ状況（販売個数、売上額）を半年毎に市に報告すること。

14 その他

- (1) 市が、4の貸付期間中に同施設内で他の自動販売機の新設を行った場合も本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) 市の許可が下りた物販を行う者と商品種目が同一になってしまっても、市は一切の

責を負わない。

- (3) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。